



トピックス	TOP	MPD
S・A	1・2	1・2
論文	1	1

人権享有主体性と平等



国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる(憲法11条)。

基本的人権の意義

人間が自由と生存を確保し、個人の尊厳を維持するために、生まれながらにして有するとされる権利である。憲法は、11条及び97条において基本的人権を「侵すことのできない永久の権利」として保障している。

国民

① 意義

日本国民とは日本国籍を有する者であり、日本国民の要件は国籍法で定められている。国籍とは国民としての資格をいい、日本国籍を取得する方法は、①出生による場合と②帰化による場合がある。

② 未成年者の人権

未成年者も日本国民であり、人権が保障される。ただし、未成年者の場合には、判断能力が未熟であること、心身の発達途上にあること等から、成年者の場合とは異なり、人権の性質によっては一定の制約がある。

天皇・皇族

① 天皇

天皇は、世襲で象徴としての地位を占めることから、選挙権・被選挙権がないなど人権が広い範囲で制限されている。

② 皇族

皇族も、皇位継承の可能性があることから、一定限度で人権の制約を受けている。

天皇・皇族は国民に含まれるか

天皇・皇族が国民に含まれるかについては、以下の3つの見解があるが、いずれの見解でも天皇・皇族の地位に反しない限り人権が尊重されなければならないことから、説明方法の違いにすぎない。

- ① いずれも国民に含まれるが、その地位に鑑みて一定の制約を受けるとする見解
- ② いずれも国民には含まれないとする見解
- ③ 天皇は国民に含まれないが、皇族は国民に含まれるとする見解



法人

① 意義

法人も自然人と同様に重要な構成単位であり、独立して活動する実体を備えているから、基本的人権の享有主体であるとされる。

また、必ずしも法人格を有しない団体にあつては、社会における独立した活動単位と認められるようなものであれば、人権の享有主体性が認められると解される。



判例

法人の人権享有主体性

判例は、憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能な限り内国の法人にも適用されるとしている(最判昭45.6.24 八幡製鉄事件)。

法人にも保障される人権	表現の自由、学問の自由、宗教の自由、法の下での平等、財産権の保障、営業の自由、居住・移転の自由、請願権、国家賠償請求権、裁判を受ける権利、通信の秘密、人身の自由の一部(法定手続の保障、住居の不可侵等)
法人には保障されない人権	内心の自由、人身の自由の一部(奴隷的拘束・苦役からの自由、不法な逮捕からの自由等)、生存権、選挙権・被選挙権

外国人

① 意義

外国人とは、日本に在住する日本国籍を有しない者をいう。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 5、TOP・MPDの論文 3とリンク！

虚偽公文書作成罪

A市会計課長の甲は、投資の失敗による借金の返済に充てるため、自ら保管する市の公金100万円を着服した。そして、その事実を隠蔽するため、自己名義で作成する権限が与えられている現金出納関係の書類を作成することを思い付き、同金額に相当する架空の工事外注費による出費の記載をした書類を作成した。その後、これを閲覧の用に供されている関係簿冊に編綴し、簿冊を保存場所に戻した。



問 甲の刑責について述べなさい(公金着服の刑責は別論とする)。

解答・解説は次ページで ➡